

秋は、私の一番好きな季節です。街路樹の銀杏の木が真っ黄色に映えて、透き通った青い空の中を、少し冷たい風を感じながら歩くのがとても好きです。

また、四季の中でも「〇〇の秋」というように、芸術・食欲・スポーツ……など色々なことを楽しんで、チャレンジできる季節です。私はこれといって趣味もなく、つまらない奴なのですが、毎年この時期になると、そわそわしてきて何かをやりたくなります。けれど、「写真とかいいなあ」「自転車やバイクも気持ち良さそうだなあ」「手軽にウォーキングから始めるかな」なんてやっているうちに、すでに木枯らし吹く寒い冬になり、「ああ……今年も何もできなかった」と後悔だけが残る結末に。今季こそ、そこから脱却を試みて行きたいと考えていますが、いかに。



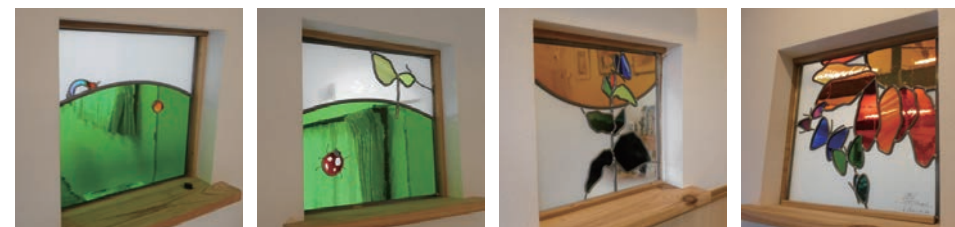
美しい〆秋。!!

美しい〆秋。!!

この国でも、表記をひらがなに変わる小手先の変化ではなく、もともと本質的なところから変えられて、本来の彼女(女)たちを表現する言葉が根付くといいのになあ。

チャレンジ

所長 水野 英尚



小さなたねの物語が描かれたステンドグラス (ガラスアート TAKAMI 製作・寄贈)



たねスタッフのつぶやき

今年、低山の山登りを始めました。飯盛山、立石山、叶岳、高祖山、油山……と登ってきましたが、一番感動した山は、先月登った「鐘撞山」です。アウトドアショップの店長が薦めてくれた山で、地図に名前が載っていない穴場です。

今宿の高祖山から北西へ30分ほど歩いたところの山で、福岡の市街地や博多湾が一望でき、海の中道から糸島半島まで見渡せます。すばらしい眺めでしたよ。(高橋)



医療法人にのさかクリニック

地域生活ケアセンター 小さなたね

〒814-0172 福岡市早良区梅林 6-23-3

電話 092-874-3051 FAX 092-874-3052

E-mail: chisanatanetane@tune.ocn.jp

ブログ: <http://chisanatanetane.blog.ocn.ne.jp/blog/>

後記

掃いた〆ちり、は見えない……。夫から何気なく床のゴミを指摘され、ちょっとムツとしながら沸き起こった思いだ。人は大抵(私も含めて)、見えるゴミは気にしても、片付けられたゴミは想像もしない。さっきまで道路に落ちていた空き缶も、誰かが片付けたから無くなった。普段の生活の裏側に、たくさんの力が働いていることを思う。そう、選挙にもちゃんと行かなきゃ。それにしても、ホコリは毎日どこからやってくるのかしら。なぜ砂が落ちてくるの。ああ寒くなる前に大掃除をしよう。(E)

しえあーど、訪問記

先月、兵庫県伊丹市にある「しえあーど」を訪問させて頂きました。代表の国本さんは十数年前、在宅での障がい福祉サービスが十分制度化していなかった時に、障がいの程度や有無にかかわらず、1時間1000円で、24時間365日、何でもやるという取り組みを始められ、そして2003年に、Subsidy分かち合うという理念により事業を開始し、誰もが暮らせる地域づくりの一端を担うべく、この「いけスペース」（国本さん曰く「アシト」）をベースに活動に取り組まれています。

ここでは「生活支援」を中心にして、個々人に合わせた支援を組み合わせて利用する形をとっています。利用する人たちが福祉施設に合わせる従来型の支援ではなく、それぞれが「個別対応の支援」を組み合わせながら、共有スペース（この「いけスペース」）を利用する。つまり、家では訪問看護や居宅介護で看護師やヘルパーがサポート、外出する時は移動支援でサポート、宿泊の場合は短期入所サポートというように、制度上でのサービスを組み合わせ、どうしても制度が使えない部分では、自費

サービス（1時間1200円）を利用しながら繋いでいく。まさに当事者の希望に応える形で、複合的な要素を合わせて柔軟に対応できる支援機能と、入浴や宿泊するの充実した設備をもった場所です。

私が訪問した時、1階のフロアでは、年齢も障がいの程度もそれぞれの方たちが十数人いて、ヘルパーや看護師が個別（重度の方には2人で）に対応していました。聞けば、皆が移動支援を利用して来ているといいます（市町村により、そういった利用が認められない場合もある）。当然、一人ひとりが自分のペースで食事をしたり、お風呂に入ったり、お喋りをしたりと「自分の時間」を過ごすことができます。

また、ストレッチャーも入れるエレベーターで2階に上がると、吹き抜けの天井が開放感のあるホールや、宿泊者対応の個室が機能的にレイアウトされており、短期間の泊りだけでなく、すでに2名の重い障がいを持つ方が、短期入所や重度訪問介護を利用して「生活」しているとのことでした。

本の紹介

『ホームホスピス
「かあさんの家」の作り方
ひとり暮らしから、とも暮らしへ』

市原 美穂 著
(木星舎、1600円＋税)

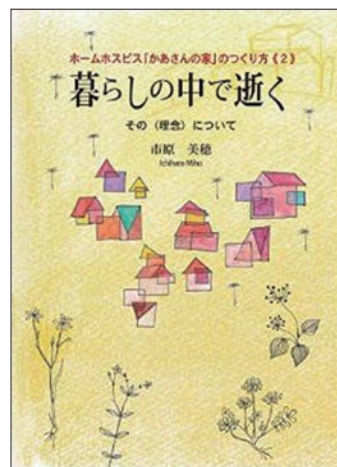
「ホームホスピス」というカテゴリーを新たに開拓した宮崎での取り組みは、今やどの地域でも少子高齢化の課題を抱える中で、ライフスタイルのもう一つの選択肢として注目を集めています。

『ホームホスピス「かあさんの家」の作り方（2）
暮らしの中で逝く その〈理念〉について』

市原 美穂 著
(木星舎、1600円＋税)

「制度化された支援にはやはり限界があり、一人ひとりに合わせた柔軟なケアが困難になります」（本書より）

医療・福祉サービス制度に乗せれば運営も楽になり、維持もしやすくなる。しかし、それでは守れないものがある。そこにある理念は、人が人を支えるというごく当たり前のことに気づかせてくれます。



平成24年2月28日 きい誕生

羽太舞子（看護師）



産声を聞いてすぐ「あれっ!？」と思った。それもそのはず、私の次女の「きい」は「5Pマイナス症候群」（別名ねこ鳴き症候群）という染色体欠如で生まれてきた。本当に泣き声は、その名の通り子猫や子犬という感じで、明らかに赤ちゃんの泣き声とは違う。生後2日目、ミルクが飲めないため、大学病院へ搬送された。その時、医師からこっそり主人に病名について説明があった。そのまま直ぐに主人から私へ……。医師も主人も、私への気遣いはなかったような……（笑）

その後の私は泣いて泣いての日々で、食事もうるさく、眠れない中で色んなことを考えた。「なんで私にこんな子が……」とも思いました。

そんな日々で、泣き続ける私に母が言った一言。「私には3人の娘がいる。けれど3人ともみんな違う。それと同じじゃない」と、「それとこれとは違う!」と言いながらも、心の中が「ポッ」となった。

また、主人と2人になった時、「これからどうしよう?」と話す私に、「どうするも、きいは成長していくんだから、俺らがどうするかでいいじゃない」の一言。

この2つの言葉で、心のモヤモヤと涙がスーッと晴れてきました。産まれてすぐから、障がいのある子を受け止めてくれる私の周りの人たちの中で、「どうして私にこんな子が?」と思ったことを恥ずかしく、娘に申し訳なく思った。

そんな人たちに囲まれて、不安なく過ごし、子育てを楽しむことができています。これから成長と共に課題や悩みはいつい出てくると思いますが、みんながいてくれる限り、もう泣くことはないと思います。



はじめに制度や規制ありきではなく、目の前に当事者がいて、その人の暮らしや生活をイメージしながら、使える制度があればそれを上手く利用していく。単に事業所だけが抱え込むようなことではなく、行政も巻き込みながら、必要ならば制度をも変えていくというスタンスが、この場所には満ちているように感じました。

国本さんは、「この場所の必要性がなくなることが、僕の願いです」と言われます。それは、障がいのある方々がいつまでも「障がい者専用スペース」だけで生活するのでなく、その一人一人の住んでいるその町で、誰（障がい者・高齢者・子ども等）もが安心して利用できる「ユニバーサルスペース」がつけられていけば、日常生活に必要な社会資源は、すでに備えられるということです。それは、近所のスーパーだったり、レストランだったり、アパートだったり、障がいのあるなしに関わらず、当たり前前に地域の社会資源として利用がで



「しえあーど」で思い思いに過ごす人たち

して考えることではないのです。「この人たちが人を動かし、人や地域を育ててくれる」。それを信じ、それを伝え続けることが、この街に小さなたねがある役割だと思います。

今年もやります!! 

小さなたねの

餅つき&クリスマス会

日時：2014年12月23日（火）

餅つき 10：00～12：00

クリスマス会 13：00～14：00

場所：小さなたね

秋も深まってきました。毎年の恒例行事となりました、餅つき&クリスマス会を今年も計画しています。

皆様、どうぞお越し下さい。お手伝いも大歓迎です!!

※詳細については、小さなたねに直接お問い合わせ下さい。参加を希望される方には、改めて申し込みのご記入をお願いいたします。

たね＊おもい

だれもが安心して暮らせる 大分県条例案

ある方から、「だれもが安心して暮らせる大分県条例案」をいただいた。

「ここに描かれた「障がいのある人」の姿は、「個人モデル」でも、「医療モデル」でもない。まさに「社会モデル」として社会全体の事柄として捉えています。

そして、障がいゆえにあきらめていた夢や希望を、「あきらめるな!」と力強く後押ししてくれそうです。

「すべての障がいがある人は、障がいを理由として差別を受けず、自らが選んだ地域において生活し、地域社会を構成するかがえのない一員として、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加する権利を有する」

（だれもが安心して暮らせる大分県条例案 第3条理念規定）

「障がいのある人に対する差別をなくす取り組みは、差別の多くが、障がいがある人に対する誤解、偏見、その他の理解の不足や障がいがあることに對して必要とされる合理的配慮を欠くことから生じていることを踏まえて、障がいについての『社会モデル』を普及することを通じて推進されなければならない」（同条例案 第3条理念規定）

